

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第967号)

平成23年10月21日

横 情 審 答 申 第 967号

平 成 23年 10月 21日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮
問について（答申）

平成23年1月28日教北総第315号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「特定中学校長が教職員人事課に提出した「勤務成績に関する報告及び意見
（内申）調書（特定年月勤勉手当）」の個人情報非開示決定に対する異議
申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「特定中学校長が教職員人事課に提出した「勤務成績に関する報告及び意見（内申）調書（特定年月勤勉手当）」」を非開示とした決定は妥当ではなく、「教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課での評価を行う作業過程の文書」を異議申立人の個人情報として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定中学校長が教職員人事課に提出した「勤務成績に関する報告及び意見（内申）調書（特定年月勤勉手当）」」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成22年8月2日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第3号に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件の開示請求書に記載されている「特定中学校長が教職員人事課に提出した」という趣旨について異議申立人（以下「申立人」という。）は、申立人が勤務する中学校の校長が教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課（以下「教職員人事課」という。）に提出した勤務成績に関する報告及び意見（内申）調書（以下「意見調書」という。）を、勤務成績に応じた区分を決定する前の状態で教職員人事課が保有していると想定しており、教職員人事課で保有している勤務成績に応じた区分を決定する前の意見調書の開示を求めている旨を電話で確認した。
- (2) 校長が教職員人事課へ提出した意見調書は学校で原本を保管している。教職員人事課では、学校から提出された意見調書について確認し、教育委員会事務局教職員人事部長（以下「教職員人事部長」という。）が校長からの意見申出を踏まえ、勤務成績に応じた区分を最終的に決定したものを保有している。勤務成績に応じた区分の決定をする前の意見調書については、学校に保管されている意見調書がそれに

当たる。学校は教育委員会という同一の実施機関であり、原本をいつでも参照できるため、教職員人事課では控えを取っておらず保有していない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、全部を開示するよう求める。
- (2) 「勤務成績に応じた区分」の欄の記載が間違っていると思料しており、それについての明確で合理的な理由が実施機関より示されていないため、校長が実施機関に提出し、実施機関が保有していると思われる意見調書の開示を請求した。
- (3) 実施機関は神奈川県教育委員会に提出した意見調書については保有しているものの、校長が実施機関に提出したものは不存在として非開示としたが、これでは、二つの文書が内容的に違うものとなり、原本を保持すべき校長より提出された意見調書になんらかの改変を加えたのであれば、改変する以前のものについて保持しておくべきではないか。
- (4) 何よりこうした異例と考えられる措置は、いつの時点でどの部署によってどのような会議でどのような理由で改変が行われたのか明らかにしておくべきである。
- (5) そのためにも、校長が保持している原本と同様のものが実施機関になればならないと考える。そうでなければ、校長が提出した文書が安易に書き替えられる可能性も否定できない。

5 審査会の判断

- (1) 横浜市立小・中・特別支援学校の県費負担職員の勤勉手当について

実施機関は、学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年神奈川県人事委員会規則第2号）第14条及び職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年神奈川県人事委員会規則第1号）第14条に基づき、小・中・特別支援学校の県費負担職員の勤勉手当の成績率に係る業務を実施している。

評価の決定方法として、校長は評価対象期間である基準日以前6箇月の職員の業務実績を、職務分類（教科指導等）別に5段階で評価し、その結果を学校職員の勤勉手当の成績率に関する要綱（平成20年3月31日職第752号神奈川県教育長通知。以下「要綱」という。）第10条第3項に基づき4段階（S、A、B及びC）の最終評価とする。これらの評価は観察指導者である校長が行うが、その際には公正かつ

客観的な評価となるよう、助言指導者である副校長から職員の職務遂行の結果や過程について聴取を行う。校長は、最終評価を決定した後、要綱別表第5に定める基準表に基づき、勤務成績に応じた区分（最終評価に基づく特に優秀、優秀、良好及び良好でないという四つの区分）又は懲戒処分を受けた職員の区分（停職、減給又は戒告の処分を受けたという三つの区分。勤務成績に応じた区分及び懲戒処分を受けた職員の区分を総称して以下「勤務成績の区分」という。）について教育長へ意見申出をする。意見申出は、要綱第12条第1項により意見調書を提出することで行うこととされており、提出先の担当課は教職員人事課である。教職員人事部長は、校長から提出された意見調書を基に勤務成績の区分の最終決定を行い、神奈川県教育委員会へ報告する。要綱別表第1では、最終決定された勤務成績の区分に応じて勤勉手当の成績率が定められており、この成績率により、勤勉手当の支給額が決定される。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、勤勉手当の成績率を決定するために申立人が勤務する横浜市立中学校の校長から教職員人事課に提出された意見調書である。

(3) 本件個人情報の不存在について

ア 個人情報保護条例第2条第3項では、「・・・「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（情報公開条例第2条第2項に規定する行政文書をいう。・・・）に記録されているものに限る」と規定している。また、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項では、「・・・「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録・・・であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報は、校長が学校で原本を保管しており、教職員人事課では、控えを取っておらず保有していないと主張している。

ウ 当審査会では、本件処分の妥当性について検討するため、平成23年7月15日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件請求の趣旨については、「学校が提出をした文書そのままのものを、教

職員人事課で保管しているのであれば、開示してほしい」という内容であると申立人に確認を取った。

教職員人事課は、校長が学校で保管している文書と全く同一の文書は保有していないので、本件処分を行った。なお、校長が保有しているものは、本件請求とは別に個人情報本人開示請求があり一部開示決定を行っている。

- (イ) 勤勉手当の評価に係る事務処理についてであるが、校長が学校で保管している意見調書が原本に当たり、校長から教職員人事課あてに提出された意見調書は、写しという扱いになる。教職員人事課において校長から意見申出があった勤務成績の区分を変更する場合には、校長から提出された文書を直接訂正し、清書した文書を神奈川県教育委員会に送付している。この文書についても、本件請求とは別に個人情報本人開示請求があり開示決定をしている。
- (ウ) また、教職員人事課での評価を行う作業過程の文書（以下「作業過程文書」という。）については、保有しているが、校長から提出されたそのままの形で残っている文書はない。なお、この作業過程文書は電子計算機にデータとして保存している。
- (エ) 本件請求の趣旨を、あくまでも紙の状態で校長が提出した文書そのままを保有している意見調書を求めているものであると考え、文書特定をしたので、本件請求に対し、上記(ウ)の作業過程文書は特定していない。

エ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 実施機関は、本件個人情報を特定するに当たり、本件請求の趣旨を「学校が提出をした文書そのままのものを、教職員人事課で保管しているのであれば、開示してほしい」と申立人に確認を取ったと説明している。しかしながら、当審査会で本件請求の個人情報本人開示請求書を確認したところ、本件請求に係る申立人の意思がそのような趣旨であることを示す補正等の記載は認められなかった。この点、申立人は、異議申立書においても「校長が保持している原本と同様のものが教職員人事課になければならないと考える」、「こうした・・・措置は、いつの時点で・・・改変が行われたのか明らかにしておくべきである」などと主張しており、校長が提出した文書と全く同一の文書のみについて開示を求めているとは主張していない。

したがって、実施機関は、申立人の意思を十分に勘案せず、校長が教職員人事課に提出した文書と全く同一の文書のみを本件請求の対象と捉えており、本

件処分において実施機関が行った文書特定は、狭きに失すると言わざるを得ない。本件請求の趣旨は、校長が教職員人事課に提出した意見調書を教職員人事課がどのように処理したのかが分かる文書の開示を求める意図であると考えることが妥当である。

- (イ) そこで、当審査会が、実施機関に対して関連する文書の保有の有無について、確認したところ、前記ウでの説明のとおり、作業過程文書を保有しているとのことであった。

個人情報保護条例第2条第3項に規定する保有個人情報には、紙の文書のみならず、電磁的記録も含まれるものである。実施機関が保有していると説明している作業過程文書は、校長から提出された文書を教職員人事課において評価に係る事務を行うために、職務上作成したものと考えられることから、同項に規定する保有個人情報に該当すると考えることが妥当である。

- (ウ) したがって、作業過程文書は、職員が職務上作成し、組織的に用いるものとして実施機関が保有している行政文書であり、本件個人情報が記録されていると考えられるため、作業過程文書を本件請求の対象となる保有個人情報として特定すべきである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は妥当ではなく、作業過程文書を特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年 1 月28日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成23年 2 月 4 日 (第114回第三部会) 平成23年 2 月14日 (第185回第二部会) 平成23年 2 月24日 (第179回第一部会)	・諮問の報告
平成23年 3 月18日 (第116回第三部会)	・審議
平成23年 6 月 3 日 (第119回第三部会)	・審議
平成23年 6 月17日 (第120回第三部会)	・審議
平成23年 7 月15日 (第122回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成23年 9 月 2 日 (第124回第三部会)	・審議
平成23年 9 月16日 (第125回第三部会)	・審議